

盧溝橋事件以降の皇民化政策および 総動員体制下における朝鮮総督府の 宗教政策¹

—非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して—

The Religious Policies of the Government-General of Chosen
under the Empire People Policy and the General Mobilization
System after the ‘Lukouchiao Incident’

— A Study through a Comparison between Non-Western Religion
and Western Religion —

はん すしん
韓 守信

Sooshin Han

キーワード

「盧溝橋事件」、皇民化政策、総動員体制、朝鮮総督府、宗教政策、非西欧系宗教、
西欧系宗教、韓国人主導の宗教、宣教師中心の宗教

KEY WORDS

‘Lukouchiao Incident’, Empire People Policy, General Mobilization System, Government-
General of Chosen, Religious Policies, Non-Western Religion, Western Religion,
Korean Initiated Religion, Missionary Centered Religion

要旨

本研究では、「盧溝橋事件」以降の皇民化政策および総動員体制下における朝鮮総督府の宗教政策についての分析を、非西欧系宗教と西欧系宗教との比較を用いて行なった。総督府は、それまでのスタンスを転換し、それぞれの宗教に対して異なった方法論を用いなかった。とくに、英米との対決構造が明確になるにつれ、この傾向はますます強まっていった。キリスト教の宣教師たちが半島を撤収したのち、仏教、儒教、キリスト教を戦争協力へと駆り出そうとした総督府には、もはや非西欧系宗教と西欧系宗教の区別は存在しなかった。この時期の総督府の宗教政策には、それまでの

宗教政策に見られた方法論的な差異は存在しなかった。それらはすべて「直線的な政策」であった。

SUMMARY

This study, by using a comparison of policies toward non-Western religion and Western religion, analyzes the religious policies of the government-general of Chosen in the period of the Empire People Policy and the General Mobilization System after the 'Lukouchiao Incident.' The government-general of Chosen converted its stance in this period, so that it did not apply different methodologies to each religion. Especially, as the confrontation structure against Anglo-America increased, this tendency came to be more intense. After the Christian missionaries' withdrawal from the Peninsula, the government-general of Chosen, who intended to drive Buddhism, Confucianism and Christianity to the war cooperation, no longer made any distinction between non-Western religion and Western religion. In the religious policies of the government-general of Chosen in this period, the methodological difference which could be observed in the previous periods did not exist. They were all 'direct and straightforward.'

I. はじめに

「二・二六事件」(1936)以降の日本(内地)において、「五・一五事件」(1931)に起因する軍の政治介入は、もはや動かせないものとなっていた。この状況のもと、「国防方針」²が改定され、「国策の基準」³が決定された。そして、1936年8月に朝鮮総督に就任した南次郎は、「内・鮮・満を一貫する一義的経綸の必要を強調」⁴すると同時に、「五大政綱」⁵を発表した。これにもとづいて、総督府は、「内鮮一体」による皇民化政策を推し進め、半島を戦時体制の一部として再編しようとした。日本(内地)での物資や人的資源の調達が困難な状況のもと、総督府は、韓国人を根本から日本人化し、かれらを戦争に動員せざるを得なくなった。

総督府はまず、総動員体制の構築と強化が必要であると判断し、韓国人を意識面で統制するために皇民化教育を推し進めた。そのひとつは、「皇民道実践の合言葉」として制定した「皇国臣民ノ誓詞」(1937)であった。⁶これは、「皇国臣民体操」とともに、主として若い世代を対象としていた。⁷また、第三次「朝鮮教育令」(1938)により、「内鮮一体」にもとづいた教育を徹底した。⁸これは、第一次「朝鮮教育令」⁹と第二次「朝鮮教育令」¹⁰の延長線上にあった。ただ、文言における韓国人と日本人

の区別（差別）を撤廃した点は、刮目すべき大きな転換であった。¹¹ あわせて、「小学校規定」、「中学校規定」、「高等女学校規定」、「師範学校規定」にも手を加えた。¹² これらの法令改正により、日本語教育が徹底され、ハンゲルは随意科目として扱われた。総督府は、韓国人を芯から日本人に改造しようとする皇民化教育を展開した。

つぎに、「朝鮮民事令」の改正、韓国人の氏名に関する法令の制定、「朝鮮戸籍令」の改正に踏み切った。なぜなら、総動員体制下で皇民化政策を展開するうえで、韓国人の皇国臣民化をつうじた「内鮮一体」の具体化が緊要な課題となったからである。総督府は、氏制度の土台となる「朝鮮民事令中改正」¹³（1939、11）とともに、「朝鮮人ノ氏名ニ関スル件」¹⁴と「朝鮮人ノ氏名変更ニ関スル件」¹⁵を定めた。さらに、戸籍上の必要規定を補うという理由から、「朝鮮戸籍令中改正」（1939、12）を公布した。¹⁶ 「朝鮮民事令」の改正から始まった「創氏改名」は、形式上は任意届出で押し進められたが、その実態は、総督府の圧力がにじみ出た強制的な色彩が強く、韓国人に屈辱感を与えるものであった。総督府の執拗な働きかけにより、韓国人は氏名変更（創氏改名）をせざる得ない方向へと追い込まれた。

さらに、日本（内地）における国民精神総動員運動（1937）を半島において展開することも模索した。1937年7月に結成された国民精神総動員朝鮮連盟（1940年10月以降、国民精神総力朝鮮連盟と改称）は、総督政治と表裏一体をなす団体であった。この団体が中心となった運動は、日本（内地）のものとは瓜二つではなかった。なぜなら、それは、天皇に忠義をなしえない韓国人を啓発自興する運動であったからである。「実践要目」と「必行二目」を基盤としたこの運動は、主として、特定の日や週に記念行事を実施する方法で展開された。¹⁷ 総督府の大々的な支援により成り立った国民精神総動員運動は、明らかに、韓国人の皇民化を目指した官製運動であった。

くわえて、すでに韓国人を兵力として利用することについて検討していた朝鮮軍と協力して、志願兵制度を導入した。朝鮮軍の意向に耳を傾けつつ志願兵制度を模索した総督府は、1938年に「陸軍特別志願兵令」、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所規程」、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用規則」、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用手続」などを公布した。¹⁸ 総督府にとって、「陸軍特別志願兵令」と第三次「朝鮮教育令」は、「内鮮一体」を具現するうえで相互補完的な法令であった。1943年には、「海軍特別志願兵令」と「海軍特別志願兵令施行規則」を公布した。¹⁹ また、1942年5月の閣議決定にもとづき、1944年4月から8月まで徴兵制を実施した。²⁰ 志願兵制度は、完全な日本人になった韓国人を採用することを大前提としていたので、根本的に矛盾だらけであった。

このようなコンテクストのなかで、宗教政策、とりわけキリスト教政策はどのように展開されたのだろうか。本研究は、「盧溝橋事件」以降の皇民化政策および総動員

体制下における総督府のキリスト教政策を、韓国人主導の非西欧系宗教（仏教、儒教）と宣教師中心の西欧系宗教（キリスト教）という比較を用いて検証することを目的としている。本研究において、すでに行った研究と同様に、宗教政策についての包括的な理解を前提としたうえで各々の宗教を相対化し、この時期の韓国キリスト教会の社会的状況や活動範囲を新たな角度から解明することとする。²¹ さらに、この時期以前の宗教政策との類似点や相違点を分析することとする。本研究は、韓国キリスト教会に焦点を置いた韓国キリスト教史研究の一環である。

II. 仏教に対する政策

自らを頂点とする一元的な体制を強化しようとしていた総督府は、仏教界の一致団結を期待するようになった。そこで、1937年2月、三十一本山住持に書面を送り、つぎの二つのことについての意見を求めた。ひとつは半島における仏教の振興策についてであり、もうひとつは朝鮮仏教中央教務院および中央仏教専門学校の改善策についてであった。²² 朝鮮仏教中央教務院は、総督府の懐柔工作によって1922年に設立された、親日的な色彩が強い団体であった。また、中央仏教専門学校は、仏教界の中央教育機関であった。²³ 三十一本山住持は、これらの事柄に関する議論のなかで幹部案を作成し、中央統制機関としての総本山を設立する方向に歩みだすとともに、中央仏教専門学校の刷新と向上を目指すようになった。²⁴ 仏教界が総本山の設立について協議したのは、その間の自己矛盾や自己撞着に対する反省にもとづき、未来に向けた再興の道を模索していたからである。²⁵ ただ、総本山の名称や位置づけに関しては十分に議論しなかった。

同月26日からの二日間、三十一本山住持会同が総督府において開催された。総督府側の出席者は、総督、学務局長、社会教育課長などであった。総督の南次郎はまず、仏教界の覚醒と復興を望む意向をあらためて伝える訓示を行った。「此の際一般民衆に対し宗教の力を依つて精神生活に潤を与え人生観を確立せしめ、……即ち各位は此の機会に於て一層和衷協同を旨とし、深く時局と世相を認識し、研鑽是れ努め戒律を重んじ実践を尊び、克く後進を率ゐて衆庶の儀表となり、仏道の興隆と衆生の済度に盡し以て国家の隆昌に寄与せらせんことを切望する。」²⁶ これは、「韓国併合」以降の仏教政策に見られる一貫性にもとづいた見解であった。総督府は、弱体化した仏教界を激励することによって、かれらを積極的に懐柔また利用してきたのである。

さて、この訓示には、押さえておかねばならない部分がある。それは、総督府が国家への貢献を直接的に求めたという事実である。それまでの総督府は、このような要請をしなかった。総動員体制において皇民化政策が展開されていたという状況を考慮

するとき、総督府のこのような意思表示は当然のことであったと言える。したがって、総督府が三十一本山住持に送った書面の目的は、そもそも仏教界の振興や仏教団体の改善になかったことが明らかになるだろう。

総督府は、仏教界の一致団結を望んでいたもので、三十一本山住持たちが総本山の設立へと傾いたことに同調した。ただ、すでに論じたように、仏教界の主体性を尊重する見地にはなかった。総督府は、自らの半島統治に即した統制機関としての総本山が設立されるのを望んでいたのである。このような立場は、学務局長であった富永文一の「統制機関の設置に関しては、住持たちと意見をともにしている。しかしながら、総本山を認めるか、認めないかという問題は、朝鮮総督府において決定する」という発言からも明確に読みとれる。²⁷ 総督府は、総本山の設立には関与しないとの立場を明示しながらも、総本山体制のあり方や総本山の権限について注文をつけたり、三十一本山住持の認可についても言及したりした。²⁸

この会同が開催されたのちの同年3月、仏教界は、三十一本山住持会議にて総本山の設立を決議し、同年7月から翌年11月にかけて総本山の建設にとりかかった。²⁹ ただ、これは、建物や敷地を含めた外形的な工事に過ぎなかった。総本山の中身、すなわち、名称、役割、機能についての総意は形成されていなかった。

仏教界のこのような対応に対して、総督府は圧力の手を緩めなかった。というのも、仏教界を一元的に統制しようと目論んでいたからである。このような姿勢は、1940年の三十一本山住持会議でなされた学務局長（当時、塩原時三郎）の訓示から確かめることができる。

日本は支那事変の処理を完遂すると同時に、世界の新秩序建設に指導的な役割を担うようになった。この指導的な役割を果たすために、国家国民の総力を最高度で発揮し、いわゆる、高度国防国家の体制を整齊せねばならない。…… 当局は、この匡正を図り、ただ第一に朝鮮仏教を統合純化することの必要性を認め、ここの参集いただいた三十一本寺の要望にもとづいて強化された中央指導統制機関としての総本寺を設立する方針を確定し、…… 各位の自治的な努力に再び本府と各道以下官庁側の積極的な協力を得て、本年度までに総本寺の建設事業を完了されたい…… 要するに、住持各位は新体制運動における滔滔なる流れに順応し、総本寺の設立とその運用による朝鮮仏教の再興策のために全力を尽くされることを願ってやまない。³⁰

総督府はまた、「中央仏教専門学校の内容を刷新し、中枢推進力たらしむる」こととした。³¹ 1940年6月には、総督命令によって中央仏教専門学校の教育課程を検閲

し、日本語講座を付け加えさせ、学校の名称も恵化専門学校に変更させた。³² 中国本土での軍事行動が進展するにつれ、仏教に対する総督府の干渉はさらに激しくなった。

このような状況において、仏教界は、自らの名称を曹溪宗に変更し、ソウル郊外の北漢山にあった太古寺をソウルに移したうえで、そこを総本山とした。総督府はこれを受けて、1941年4月23日に「寺刹令施行規則」を改正し、この総本山を正式に認可した。³³ そして、本山住持の役職の取り消しに関する条項を総督府にとって有利な方向へと修正した。³⁴ そのうえで、三十一本山住持によって申請された「朝鮮仏教曹溪宗総本寺太古寺法」（1941、5）を認可した。³⁵

この結果、仏教界と総督府の交渉は総本山を経由して行われ、半島仏教は国家の要請に応答することに邁進する宗教となっていった。総督府に追従し、宗教報国によって総動員体制に参加した仏教界は、まさしく、「時局下ニ於テ国家ノ要望スル宗教ハ如何ナルモノナルカニ付深く省察サレ」という総督府の要請に応えるのみであった。³⁶

「朝鮮仏教は、…… 当局の指示のまゝに、或は英霊の供養に、或は必勝祈願え或は国防献金募集に、或は飛行機の献納に、三十一本山は動き千二百余の末寺を動員していた。」³⁷ したがって、半島が解放された1945年8月以降、仏教界は新たな出発をせねばならなかった。それにもかかわらず、比丘と妻帯僧の紛争などにより、自己反省は十分になされなかった。³⁸ 「仏教は、どの宗教よりも懺悔の重要性を強調する。懺悔があつてこそ誓いが可能になり、誓いがあつてこそ悟りが可能となるからである。しかしながら、最近まで、李鍾郁（イ・ジョンウク）をはじめとする日帝時代の仏教界と関連した責任機関からは、反省の声がまったく出てきておらず、終始一貫して弁明と正当化を繰り返すのみである。」³⁹

Ⅲ. 儒教に対する政策

総督府は、儒教界に対して神経をとがらせなかった。なぜなら、韓国併合および武断統治期、三・一運動および文化統治期の政策によって、儒教統制および管理の枠組みを築いていたからである。

韓国併合および武断統治期においては、まず、「経学院規定」（1911）をつうじて、儒教界の最高教育機関である成均館から教育的機能を奪い、天皇下賜金を用いた官営の経学院を設立した。つぎに、郷校に対しては、「公立普通学校費用令」（1911）によって、その莫大な財産を統制し、それを地方官庁に強制的に帰属させた。そして、「公立普通学校費用令施行規則」（1911）により、郷校の財政を把握する仕組みを整えた。さらに、書堂に対しては、「書堂規則」（1918）にもとづき、韓国語と韓国史の教

育を禁じ、日本語教育を強化させた。⁴⁰

三・一運動および文化統治期においては、まず、「郷校財産管理規則」（1920）を定め、郷校の歳入を公立学校に充当させないようにした。つぎに、大東斯文会、儒道振興会などの親日団体をつうじて、儒教界を積極的に懐柔した。さらに、「書堂規則改正」（1929）によって、書堂の開設についての制度を「届出制」から「認可制」に変更した。加えて、郷校財産を経学院の運営に充てさせるために、「明倫学院規定」（1930）を定めた。⁴¹

これらの政策により、総督府は、儒教界をほとんど掌中におさめていた。経学院と郷校を思いのままに操作できる状態にあった。したがって、満州事変以降の半島兵站基地化期においては、儒教界に対して気を揉む必要がなかった。とりわけ、「心田開発運動」においては、儒教の役割を重視しなかった。しかしながら、儒教関係者への協力要請を怠りせず、親日的な儒林を広報役として用いた。⁴²

このような政策上のスタンスは、「盧溝橋事件」以降の皇民化政策および総動員体制下においても変わりなかった。言い換えるなら、儒教界に対して特別な注意を払わず、だからと言って、宗教政策の対象から除くこともしない姿勢は、まったくそのまま維持された。ただ、皇民化政策および総動員体制を強化するうえで不可欠となった思想統制は、当然のごとく、儒教界に対しても及んだ。それは、指導という方法で押し進められた。

もちろん、きわめて一部ではあるが、当局から厳しい圧迫を受けながらも、東方遥拝などを拒否し、孔子から学んだ尊周の義理を貫こうとする儒林もいた。⁴³ しかしながら、儒教界はすでに主体性をも失っており、大勢は、銃後における協力体制を構築しようとする総督府に追従した。たとえば、経学院をはじめとする327箇所文廟においては、毎月1日と15日の両日に日本軍の武運長久を祈願するとともに、各種行事で君が代を斉唱し、日の丸を掲揚した。⁴⁴ また、地方講演会や座談会の開催、国防献金や軍隊慰問に関する詩集の作成などにも取り組んだ。そのなかには、「献納金をもって道知事または総督に面談する忠誠競争」を繰り広げる者もいた。⁴⁵

このような儒教に対して、総督の南次郎は、国体に合致するかたちで振興するように促した。まず、1939年10月の経学院秋季積奠においては、「益々奮起して彝倫道德の実践躬行を重んずる儒道の本義を闡明し、之を日本国体に即して振興することに依つて、天恩の萬一に報ひ奉る所がなくてはなりません」と挨拶した。⁴⁶ また、その翌日に開催された儒林大会においては、「今茲に相会する儒林、克く我が国体の萬邦無比なる所以を認識し、皇国臣民たるの自覚を深厚にし、斯道の実践に依りて時局の下尽忠報国の赤誠を效さば、洵に是れ儒道の本義を顕揚し、大会所期の目的に適うふものと謂ふべく、……是れ即ち愈々儒道本来の趣旨を闡明し、舊套を脱して純真なる

往古の道義を現下の時代に活用し、益々之が振興普及を図る所以たるべし」と告辞し、当局側の認識を明白に示した。⁴⁷

この呼び掛けに応答するかのように、儒教会は、経学院を中心にした朝鮮儒道聯合会という統合組織を結成した。この総裁には政務総監が就任した。これにともない、道、府、郡などにおいても傘下の組織が立ち上げられた。その結果、半島の儒教は、名実ともに国民総力運動の一組織となり、総督府の政策に積極的に自らを摺りあわせていった。⁴⁸

その後、総督府は、さらに踏み込んだ指導を加えた。それは、「皇道儒学」への転換、すなわち、日本精神にもとづいた儒教への転換を図るようという内容であった。総督府のこのような意向は、1941年10月の儒林大会における南総督の告辞から確認できる。「儒林たる者宜しく儒学に再研鑽を加へ従来之弊風たる支那儒学の直訳を是正し日本精神を基礎とする皇道儒学を確立して半島儒学の真価を完全に發揮し以て皇国臣民たるの職分に遺憾なからん。」⁴⁹ この発言は、「皇道儒学」の基本的な方向性を明示している。しかしながら、その具体的な内容や意味については、十分な説明を加えていないように見受けられる。実際、上記の発言がなされた「全鮮儒林大会に於ける総督告辞」（1941年10月16日）には、日本精神の定義がなされておらず、また、中国儒学と皇道儒学との差異なども言及されていない。すなわち、総督府は、「皇道儒学」について詳らかな解説を提示していない。「日本的儒教への革新が叫ばれたが、それは力強い動きでなく国家的傾向の中に歩調を合わせようとしたにすぎなかつた。」⁵⁰

しかしながら、この時期の儒教政策を理解するためには、「皇道儒学」の本質をきちんと把握せねばならない。「皇道儒学」とは何であるのか。この問題を紐解くうえで、つぎの二人の見解は非常に大きな手がかりとなる。ひとつは、儒道聯合会の総裁であり、当時の政務総監であった大野緑一郎の理解である。大野は、1941年10月の儒林大会において、儒道聯合会の総裁として、「要するに儒学も日本精神に依つて之を撰理し常に我が万世一系の皇室を絶対に中心として億兆之に帰一し奉らなければならぬと云ふ精神に活きなければなりません。之れ即ち我が国体の本義に透徹醇化せられたる儒教即ち皇道精神に基く皇道儒学であると信ずるのであります」と述べた。⁵¹ すなわち、日本には万世一系の皇室を中心とした精神（国体の本義）があり、半島儒教はこれに則した儒教を実践せねばならないと強調した。

もうひとつは、朝鮮総督府との深いかわりのなかで、1926年から京城帝国大学教授となるとともに、1944年には経学院の提学、儒道聯合会の副会長に就任した高橋亨の見解である。⁵² 高橋は、1939年に「王道儒教から皇道儒教へ」という論文を発表した。⁵³ そこで、中国と日本における国家成立の経緯を比較することによって、両者に

は国家組織と根本において明白な差異があると指摘し、それは易姓革命を容認するかという点であると論じた。すなわち、中国では易姓革命を容認し、日本では容認しないということであった。「孔子が其の政治思想の理想に革命易姓を認めるといふことは漢民族の国家組織の根本即国体から来た所のもので此に我が国の政治思想と相容れざるものゝあるは已むを得ない。」⁵⁴ また、双方の政治思想や政治理想は決して一致しないことを論証するために、とくに、愛国、忠君、敬君、愛君などの概念を用いながら、中国では忠と孝が一致せず、日本では忠と孝が一致すると説明した。「君は絶えても国は存在し、我が家族の利益の為に君を替えることを憚らないが故に愛国はありて忠君はなく敬君はありて愛君はなく、忠孝は必ずしも相一致することができず、若し忠孝分れる場合には孝の為に忠を棄てるのが支那の臣民の道徳である。」⁵⁵ さらに、中国皇帝と日本天皇の存在と権力には明白な相違があると主張した。「皇位は国と一体不可分であると同時に上御一人と皇位も一体不可分である。又支那の君主は天を無上の尊貴を立て、祭天が国家第一の大祀である。何となれば君主の位は天命によりて之を与えられ、天命の続く間のみ保つと考えるからである。我国に於いては天とか地とかいふ天皇の御位に対して権力を有するものゝ存在は考えられない。」⁵⁶ このような論理にもとづき、高橋は、両者の儒教ならびに政治を「王道」（中国）と「皇道」（日本）と区別した。そして、皇民化政策や総動員体制のもとにある半島の儒教界が、「日本の国粹に同化して国民精神国民道徳を啓培涵養し来つた所の皇道的儒教」に生まれ変わるようにと提唱した。⁵⁷

総督府が「皇道儒教」を掲げたことにより、すでに当局側の言いなりになっていた儒教界は、その確立と実践を図った。⁵⁸ そして、終始、総督府の政策に協力しつづけた。このような姿はまさしく、「日本の敗戦とともに、日本による韓国支配が終末を告げたとき、韓国社会を指導する力を備えた指導者は、儒学のなかには殆どいなかった」という指摘を生み出す、大きな要因となった。⁵⁹ しかしながら、今日の儒教界は、「既存の儒学者は、単に学問的な研究の対象のみを観察した。実際には、現実でどのように用いていくかを考えず、現実から乖離していた」、「解放当時、儒教は最も多くの人材勢力と財産を有したが、解放から60年のあいだに最も小さな勢力に転落した」という反省を行っている。⁶⁰

IV. キリスト教に対する政策

総督府は、西欧系宗教としてのキリスト教に対して、それまでとは異なるスタンスを見せるようになった。なぜなら、戦時下における総動員体制を強化せねばならなかったからである。非西欧系宗教と西欧系宗教の区別をなくした総督府は、キリスト

教に対してもその他の宗教と同様の取締りや規制を加えるようになった。

キリスト教は、総督府の思惑どおりにはならない勢力であった。実際、宣教師をはじめとする半島における思想家または文化人には、キリスト教系学校で学んだ者が多かった。⁶¹したがって、総督府は、宣教師が主導するキリスト教をむやみに扱えなかった。⁶²しかし、日中戦争勃発以降、日本精神（国体）を強化していくなかで、自らに従わないものを徹底的に排除するようになった。このような流れのなかで、キリスト教は必然的に統制の対象となった。なぜなら、キリスト教は英米両国の影響下にある宗教であり、英米両国は敵国となりつつあったからである。

日中戦争の拡大にともない、半島における銃後国民精神の結束を図ろうとした総督府は、神社参拝に非協力的であったキリスト教を動員しようとした。というのも、キリスト教会による神社参拝の反対を、非常に深刻な問題として認識していたからである。当時、カトリックやメソジストなどの教派は神社参拝を受け入れていたが、半島クリスチャン46万人中の約6割を占める長老派は教派として反対していた。⁶³したがって、総督府は、キリスト教全体の雰囲気は依然として神社参拝に対して否定的もしくは消極的であると判断していた。⁶⁴そこで、国家行事に協力しつつある一般民衆とキリスト教徒との摩擦を未然に防ぐという理由から、1938年2月に「キリスト教に対する指導対策」を発表した。⁶⁵

- イ 時局認識徹底の為耶蘇教々役者座談会を開催し指導啓蒙に努め之を通じて一般教徒の啓蒙に當らしむること
- ロ 時局認識徹底の為の指導並施設
 - (イ) 教会堂には出来得る限り国旗掲揚塔を建設せしむること建設せざる場合と雖も祝祭日又は廉ある場合は国旗を掲揚せしむること
 - (ロ) 耶蘇教徒の国旗に対する敬礼東方遥拝国歌奉唱皇国臣民の誓詞斉唱等を実施せしむると共に戦勝祝賀会出征皇軍の歡送迎等国家の行事には一般民衆と同様積極的に参加を慫慂すること
 - (ハ) 学校生徒の神社参拝は国民教育上絶対的に必要なるも一般耶蘇教徒の神社参拝に対しては地方の実情を参酌し先づ教徒の神社に対する觀念を是正理解せしめ強制に互ることなく実行を挙ぐるよう指導すること
 - (ニ) 西曆年号は歴史的事実を証明する場合の外成るべく使用せざる様習慣づくること
- ハ 外国人宣教師に対しては以上の各項の実施は宣教師の自覚を俟つこと
- ニ 讚美歌、祈祷文、説教等にして其の内容不穩なるものに対しては出版物の検閲並臨監等に依り嚴重取締を行ふこと

- ホ 当局の指導実施に際り之を肯せざる頑迷なる教徒にして萬已むを得ざる場合に於ては関係法規（行政執行令警察犯処罰規則其の他）を活用し合法的に措置すること
- ヘ 国体に適合せる耶蘇教の新建築運動に対しては其の内容を厳密に検討し目的純真にして将来成果の見込みあるものに対しては其の際積極的に援助を与ふること

この指導対策は、弾圧と懐柔によってキリスト教を当局に従わせ、拒否するものを厳罰に処することを目的としていた。すなわち、キリスト教を国家に適合する宗教に作りかえるための指導対策であった。総督府はその後、神社参拝を拒否する信徒たちを検束する強攻策に出た。⁶⁶ このような固い意思は、「布教規則」を改正しようとする動きへと繋がった。⁶⁷ そして、総督府の思惑に呼応するかのように、半島にある長老派23老会のうち17老会が神社参拝を決議した。⁶⁸

総督府は、韓国教会に神社参拝を行わせるために、様々な工夫をおこなった。たとえば、韓国人牧師を日本の教会に訪問させたりした。また、日本基督教会大会議長である富田満を韓国に呼び寄せ、神社参拝が宗教儀式でなく国家儀礼であるとの講演をさせたりもした。さらに、「天皇が上か？ 神社参拝は宗教儀式か国家儀式か？ 国家至上か宗教至上か？」という質問書をつうじて、各個教会を威圧したりもした。⁶⁹

韓国教会を骨抜きにしようとした総督府の動きのなかで特筆すべきは、1938年9月9日から16日にかけて平壤西門外教会において開催された第二十七回長老派総会に干渉した事実である。総督府はまず、総会前には、「総会に於て朝鮮人代表が国民として国家に対する忠誠を披瀝するため神社決議を提案するに対して国籍を異にする宣教師側に於て之を阻止するが如き行動に出づることは妥当と認め難き」という見解を示し、宣教師たちを牽制した。⁷⁰ そして、総会代議員たちに動揺を与えるために、一部の牧師や平壤神学校の学生らを予備検束または検挙した。⁷¹ また、1) 総会に出席したら神社参拝が罪でないという動議をすること、2) 神社参拝に関する件が上程されたら沈黙すること、3) これらを実行するつもりでないなら総会に出席しないことのうちからひとつを選ぶように迫った。⁷² さらに、総会期間中においては、動員した警官97名を総会議員187名のあいだに座らせた。⁷³ 神社参拝を激しく反対した宣教師たちもいたが、神社参拝決議案は可決され、総会役員及び各地方老会長は平壤神社に参拝した。⁷⁴ もちろん、周知のとおり、神社参拝の拒否を最後まで貫いた者もいた。⁷⁵

このような状況のもと、南総督は、1938年10月7日に開かれたメソジスト総会において告辞し、キリスト教対策における総督府の立場を明示した。「信教の自由は大日本帝国民たる範囲に於てのみ容認さるゝものなり、故に皇国臣民たるの根本精神に

背馳する宗教は日本の国内に於ては絶対に其の存立を許されないのであります。」⁷⁶ また、同年10月17日に開催された時局対応基督教長老会大会においても、同様の見解を強調した。⁷⁷

長老派総会での神社参拝決議以降、総督府は、より直接的な統制を加えるようになった。たとえば、礼拝での愛国的な儀式を求めるだけでなく、礼拝堂に神棚を設置させた。このような締め付けの背後には、言うまでもなく、1940年4月に日本（内地）において施行された「宗教団体法」（法律第77号、1939年公布）の影響があった。⁷⁸ 残念ながら、「宗教団体法」が半島において実施されたのかについては、総督府の資料をつうじて確認できない。しかしながら、確かに言えることは、この法律が日本（内地）において実施されたことにより、半島においても教会の設立、牧師の資格、教規、宗制などが、総督府の認可の対象となったという事実である。⁷⁹

総督府が直接的な政策を推し進めるようになったのは、総動員体制の構築にともなって宣教師の対処方法を転換したからである。「韓国併合」以降の総督府には、心底から共鳴および歓迎しないという本音がありながらも、キリスト教の主導的な存在である宣教師を可能なかぎり配慮しようとした。なぜなら、西欧（とくにアメリカ）出身である宣教師との衝突を避けることが、半島統治に有益であると判断したからである。しかしながら、1930年代に入ってから、国民教育の一環という方針から教育界での神社参拝を積極的に指導することによって、韓国教会と宣教師のあいだに亀裂をもたらそうとした。宣教師が経営するキリスト教系学校を念頭に置いていたからである。このような手法はとりわけ、日本とアメリカの対決構造が濃厚になるにつれて鮮明となった。すなわち、総督府は、「内鮮一体」にとって不可欠となる神社参拝を梃子に教会と教派を揺さぶり、宣教師の活動を制限し、その色合いまでも取り除こうとしたのである。

神社参拝に賛同しないキリスト教系学校や病院は閉鎖へと追い込まれた。なかでも、長老派系の崇実専門学校、崇実中学校、崇義女学校の閉鎖は、きわめて象徴的であった。⁸⁰ また、スパイ容疑で拘束され、虚偽の自白を強要される宣教師もいた。1940年10月、戦争の可能性が高まるなかで本国から退去命令が出され、多くの宣教師は半島から撤収した。半島に残った宣教師たちは、1942年に戦争捕虜として交換送還されるまで拘留された。⁸¹

総督府と宣教師の関係が断絶していく過程なかで、韓国教会と宣教師のあいだの溝が徐々に深まっていった。韓国教会と宣教師との関係において、絶えず優越的な立場にある宣教師に対する違和感は、プロテスタント宣教が開始された時点から存在していた。総督府はそこに目をつけ、宣教師と韓国教会を引き離そうとしたのである。宣教師の影響力が行き届かなくなったキリスト教界は、国家の方針に協力しない教派の

存在を認めない総督府のもとで、堰を切ったように当局へ追従する方向へと傾いていった。

まず、長老派は、第二十八回総会（1939、9）において「国民精神総動員朝鮮耶蘇教長老連盟」を結成し、積極的に総督府を協力するようになった。また、総会中央常置委員会をつうじて「長老派指導要綱」（1939、11）を発表し、神社参拝、宮城遥拝、皇国臣民の誓詞などについて規定するとともに、教理、信仰職制、讃美歌などを国体に合わせるように再検討した。⁸² つぎに、メソジストは、総理院理事会において「革新案」（1940、10）を作成し、民族主義や自由主義を排除するだけでなく、日本的な精神を強調したうえで各個教会の愛国班を強化させ、信徒を志願兵に送り出すということを定めた。⁸³ さらに、救世軍や聖公会などの教派も、日本精神もとづいたキリスト教を標榜するようになった。⁸⁴ 安息教や聖潔教（ホーリネス）などの群小教派は、自主的な解散というかたちの強制解散へと追いやられた。⁸⁵

宣教師との関係を断ち切ろうとした韓国教会に対して、総督府は、「日本的基督教」に没頭していた日本（内地）のキリスト教会との合流を積極的に奨励した。というのも、内地と半島のキリスト教が異なった二つの団体として存在することに疑問を感じていたからである。「今次支那事変以来漸次時局を認識し、皇国臣民としての責務を自覚するに至りたる結果斯る不合理を解消し同一系統に属するも内鮮の地域を異にするが故に従来別個の存在を為し来りたる団体の合同並朝鮮団体が其の独立的国際関係より離脱して以て名誉共に宗教報国に邁進せんとする運動をみるに至りたる。」⁸⁶ 1938年5月に結成された朝鮮基督教聯合会はまさしく、総督府の目論んだ「内鮮一体」の具体化かつ可視化であった。⁸⁷

総督府はさらに、半島のキリスト教をひとつにまとめようとした。これにより、1941年11月には満州と半島にある韓国教会は「満州朝鮮キリスト教会」を形成し、1943年には「朝鮮革新教団」を組織した。総督府はキリスト教に対して、ユダヤ民族に関連する要素を取り除くよう徹底的に指導した。⁸⁸ というのも、「韓国併合」以降から、韓国プロテスタント教会には旧約聖書に重点を置いたユダヤ的な性格があると分析していたからである。総督府が目指した一本化により、1942年にはキリスト教関係の新聞が『基督教新聞』へ統合された。⁸⁹ そして、1945年7月には、「日本キリスト教朝鮮教団」へと繋がった。この発足式には、神社の神主が牧師を清める儀式が漢江において執り行われた。

上記のように、「内鮮一体」にもとづいた総動員体制において、総督府はキリスト教を国体の一部として作り変えようとした。そのために、神社参拝を強要し、韓国教会と宣教師の関係を切り離そうとした。戦争の勃発により宣教師たちが半島を去ったのちは、教会に対して宗教報国を強要し、当局に協力しない団体や信徒を徹底的に弾

圧した。これにより、半島のキリスト教は、神社参拝、戦勝祝賀会、武運長久祈祷会、国防献金、銃器献金などを、半島が解放される1945年8月まで積極的に行った。キリスト教の転向、なかでも神社参拝は、半島解放後の教会再建のなかで起こった対立と分裂の大きな要因となった。⁹⁰

V. おわりに

「二・二六事件」(1936)以降、すでに軍国化していた日本(内地)は、その体制をさらに強化した。このような背景のもと、朝鮮総督府は、「内鮮一体」による皇民化政策を推し進め、半島を総動員体制の一部として再編しようとした。日本(内地)での物資や人的資源の調達が困難であった戦時下において、総督府は、韓国人を根本から日本人化し、かれらを戦争に動員せざるを得なくなった。この時期における宗教政策は、果たしてどんなものであったのか。そこには、非西欧系宗教と西欧系宗教の区別はあったのか。また、それまでの宗教政策との類似点や相違点はあったのだろうか。

まず、非西欧系宗教に対する政策として、総督府は、仏教界に一致団結を促した。仏教界を一元的に統制しようとした総督府は、仏教の振興策、朝鮮仏教中央教務院および中央仏教専門学校の改善策について意見を求めた。三十一本山住持会同(1937、2)以降、仏教界は、中央機関としての総本山を設立する方向に歩みだした。というのも、未来に向けた再興の道を模索していたからである。しかしながら、仏教界の主体性を尊重しない総督府は、自らの半島統治に即した統制機関としての総本山を設立するよう働きかけた。総督府は、中央仏教専門学校の教育課程を検閲し、日本語講座を付け加えさせ、学校の名称も恵化専門学校に変更させた。総本山の認可(1941、4)以降、仏教界と総督府の交渉は総本山を経由して行われた。仏教界は、国家の要請に応答することに邁進していった。

つぎに、儒教に対してであるが、神経をとがらせなかった。というのも、それまでの政策により、儒教界を思いのままに操作できたからである。ただ、戦時下の総動員体制を強化していくなかで、総督府は、思想統制の対象から儒教界を除くことはせず、絶え間ない指導を加えた。全鮮儒林大会(1939、10)が開かれた際、経学院を中心にした儒道聯合会が結成されることになった。儒道聯合会は儒教界を統合する組織であったが、この総裁には政務総監が就任した。その後、総督府は「皇道儒教」を強調し、日本的儒教への転換を求めるようになった。皇道儒教の確立と実践を図った儒教界は、総督府の政策に積極的に協力しつづけた。

さらに、西欧系宗教としてのキリスト教に対しては、それまでとは異なるスタンス

を見せるようになった。総督府は、戦時下における総動員体制を強化せねばならなかったもので、非西欧系宗教と西欧系宗教の区別を取りはらい、キリスト教に対しても同様の規制を加えた。すなわち、キリスト教を配慮する方針を転換したのである。「キリスト教に対する指導対策」(1938、2)をつうじた神社参拝の強要、「布教規則」改正の試みは、まさしくその一環であった。このような状況のもと、韓国教会と宣教師だけでなく、総督府と宣教師の関係も断絶の方向へと傾いていった。1940年4月、日本(内地)において「宗教団本法」が施行された。そして、同年10月、本国からの総引揚げ指令により、ほとんどの宣教師は半島の地から立ち去った。総督府の統制が強まるなかで、半島のキリスト教は一元化された。キリスト教系新聞は「基督教新聞」に統合され、いくつかの群小教団は解散へと追いこまれた。総督府は、キリスト教に対して日本的転向と宗教報国を求めた。本来の姿を失った半島のキリスト教には、戦時体制に積極的に参与する道しか残っていなかった。

「盧溝橋事件」以降の朝鮮総督府の宗教政策は、「内鮮一体」と総動員体制の強化を根底においていた。戦時下において米英両国との対決構造が明確になるにつれ、総督府と宣教師の関係は当然のごとく疎遠になっていた。宣教師が撤収したのち、総督府は宗教統制を気兼ねなく推し進めた。総督府は、仏教、儒教、キリスト教を戦争協力へと駆り出した。そこにはもはや、非西欧系宗教(韓国人主導の宗教)、西欧系宗教(宣教師中心の宗教)という区別は存在しなかった。

本研究は、「朝鮮総督府の半島統治と宗教政策」(仮題)というテーマで進めてきた作業の一部である。⁹¹ これまでの作業をつうじて、朝鮮総督府の半島統治と宗教政策は日本(内地)の国策や状況と密接に繋がっていることが、あらためて確認できた。また、それゆえに、日本(内地)での国家形成の根底となった「国家神道」に焦点を当て、それにもとづいて半島における神社政策を検証することが、きわめて不可欠となるという判断に至った。言うまでもなく、これは今後の課題である。

注

- 1 本研究において、「朝鮮総督府」を「日本」と表記することもある。なぜなら、「韓国併合」により日本の植民地となった韓国にとっての日本認識と理解は、基本的に朝鮮総督府というフィルターを通してなされたからである。
- 2 「国防方針」(第三次、1936、6)が改定される過程において、陸海軍の仮想敵国は一致しなかった。陸軍はソ連と中国を仮想敵国と見なし、海軍はアメリカとイギリスを仮想敵国と見なした。結局、この「国防方針」によって、ソ連、アメリカ、中国、イギリスが仮想敵国となる「二正面作戦」がとられることとなった。成瀬恭『歪められた国防方針』、サイマル出版会、1991、71-73。
- 3 「国策の基準」(五相会議、1936、8)によって、外交および国防の観点から東アジアにおける地位を

- 確保し、南方海洋に進出および発展するという方向へと舵が切られた。外務省 編纂『日本外交年表 竝主要文書』下巻、原書房、昭和41年、344-345。
- 4 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政三十年史』、名著出版、1972、410。
 - 5 「五大政綱」とは、「国体明徴」、「鮮満一如」、「教学振作」、「農工併進」、「庶政刷新」である。同上。
 - 6 朝鮮総督府情報課 編纂『復刻版 新しき朝鮮』、風濤社、1982、44。
 - 7 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政三十年史』、792-793；渡部学 編『朝鮮近代史』、268。
 - 8 「朝鮮教育令」（第三次）、勅令第103号、昭和13年3月、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」号外、昭和13年3月4日。
 - 9 「朝鮮教育令」（第一次）、勅令第229号、明治44年8月、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」第304号、明治44年9月1日。また、鈴木敬夫『朝鮮植民地統治法の研究』、北海道大学図書刊行会、1989、92-107 を参照すること。
 - 10 「朝鮮教育令」（第二次）、勅令第19号、大正11年2月、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」号外、大正11年2月6日。また、鈴木敬夫『朝鮮植民地統治法の研究』、153-162 を参照すること。
 - 11 「普通教育ハ小学校令、中学校令及高等女学校令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之ヲ行フ 前項ノ場合ニ於テ朝鮮特殊ノ事情ニ依リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ朝鮮総督別段ノ定ヲ為スコトヲ得」（第二条）
「師範教育ヲ為ス学校ハ師範学校トス 師範学校ハ特ニ徳性ノ涵養ニ力メ小学校教員タルベキノ者ヲ養成スルコトヲ目的トス（第五条）」
 - 12 「小学校規定」、府令第24号、昭和13年3月、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」号外、昭和13年3月15日。
ちなみに、この「小学校規定」はその後、「国民学校規定」（府令第90号、昭和16年3月31日）に改正された。
「中学校規定」、府令第25号、昭和13年3月、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」号外、昭和13年3月15日。
「高等女学校規定」、府令第26号、昭和13年3月、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」号外、昭和13年3月15日。
「師範学校規定」、府令第27号、昭和13年3月、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」号外、昭和13年3月15日。
 - 13 「朝鮮民事令中改正」、制令第19号、昭和14年11月10日、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」第3,843号、昭和14年11月10日。「朝鮮人戸主（法定代理人アルトキハ法定代理人）ハ本令施行後六月以内ニ新ニ氏ヲ定メ之ヲ府尹又ハ邑面長ニ届出ヅルコトヲ要ス 前項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザルトキハ本令施行ノ際ニ於ケル戸主ノ姓ヲ以テ氏トス但シ一家ヲ創立シタルニ非ザル女戸主ナルトキ又ハ戸主相続人分明ナラザルトキハ前男戸主ノ姓ヲ以テ氏トス」
 - 14 「朝鮮ノ氏名ニ関スル件」、制令第20号、昭和14年11月10日、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」第3,843号、昭和14年11月10日；朝鮮総督府『朝鮮総督府施政三十年史』、755。
 - 15 「朝鮮人ノ氏名変更ニ関スル件」、府令第222号、昭和14年12月26日、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」

号外、昭和14年12月26日。ちなみに、手数料「五十銭」は、1939年11月当時の玄米の公定最高価格（1石=1,000合当たり40円）をもとに計算した場合、玄米12.5合（成人ひとりが一食に摂取する米は約1合と言われている）が買える金額であった。

- 16 「朝鮮戸籍令中改正」、府令第220号、昭和14年12月26日、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」号外、昭和14年12月26日。ただ、かりに氏名変更がなされた場合であっても、その家族の戸籍には従来の「姓」と「本貫」を継続して記載することとした。ちなみに、「本貫」とは、同一氏族のルーツを表すものである。かりに同姓の場合でも、「本貫」が異なれば別の氏族と見なされ、婚姻が可能となる。

- 17 「実践要目」の主要なものは、1) 皇国精神の顕揚、2) 内鮮一体の完成、3) 生活の革新、4) 戦時経済政策への協力、5) 勤労報国、6) 生業報国、7) 銃後の後援、8) 防共防諜、9) 実践網の組織及び指導徹底などであった。

鄭在貞「日帝下における国家総力戦体制と朝鮮人の生活 — 『皇国臣民の練成』を中心に」、日韓歴史共同研究委員会 編集『日韓歴史共同研究報告書』第3分科篇 上巻、日韓歴史共同研究委員会、2005、354；박경식『일본제국주의의 조선지배』、도서출판 행지、1986、230 [朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配』、図書出版ヘンジ、1986、230]；朝鮮総督府『朝鮮総督府施政三十年史』、832。

- 18 「陸軍特別志願兵令」、制令第95号、昭和13年2月22日、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」第3,332号、昭和13年2月26日。「戸籍法ノ適応ヲ受ケザル年齢十七歳以上ノ皇国臣民タル男子ニシテ陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ銓衡ノ上之ヲ現役又ハ第一補充兵役ニ編入スルコトヲ得」（第一条）

「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所規程」、制令第70号、昭和13年4月2日、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」第3,361号、昭和13年4月2日。

「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用規則」、制令第71号、昭和13年4月2日、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」第3,361号、昭和13年4月2日。

「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用手続」、訓令第15号、昭和13年4月2日、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」第3,361号、昭和13年4月2日。

- 19 「海軍特別志願兵令施行細則」、勅令第608号、昭和18年7月27日、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」第4,952号、昭和18年8月4日。

「海軍特別志願兵令施行細則」、海軍省令第30号、昭和18年7月28日、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」第4,952号、昭和18年8月4日。

- 20 「朝鮮ニ徴兵制施行準備ノ件」、陸密第1,147号、昭和17年5月1日、宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』、126。

- 21 韓守信「韓国併合および武断統治期における朝鮮総督府の宗教政策 — 非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して」、『基督教研究』第66巻 第1号、同志社大学神学部基督教研究会、2004；韓守信「三・一運動および文化統治期における朝鮮総督府の宗教政策 — 非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して」、『基督教研究』第67巻 第2号、同志社大学神学部基督教研究会、2006；韓守信「満州事変以降の

- 半島兵站基地化期における朝鮮総督府の宗教政策 — 非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して」、『基督教研究』第69卷 第1号、同志社大学神学部基督教研究会、2007。
- 22 崔錦峰「三十一本山住持会同見聞記」、『佛教』新第3輯、佛教社、1937、11。
- 23 これは、現在の東国大学の前進である。1906年、仏教界の先覚者たちは、新教育を提供する中央教育機関として明進學校を設立した。これはその後、仏教師範學校（1910）、仏教高等講塾（1914）、中央學林（1915）、仏教專修學校（1928）、1930年に中央仏教專門學校に昇格および改編した。1940年には、惠化專門學校へと改稱した。
- 24 김순석『일제시대 조선총독부의 불교정책과 불교계의 대응』、경인문화사、2003、190-191
[金淳碩『日帝時代朝鮮總督府の仏教政策と仏教界の対応』、景仁文化社、2003、190-191]。
- 25 許永鎬「教團統制와 未來」、『佛教』新第2輯、佛教社、1937；
萬海「朝鮮仏教統制案」、『佛教』新第2輯、佛教社、1937；
鏡湖「中央會議와 總本山問題」、『佛教』新第11輯、佛教社、1938。
- 26 南次郎「朝鮮仏教三十一本山住持会同に於ける總督訓示」、昭和12年2月26日、水野直樹 編『朝鮮總督諭告・訓示集成』4、764。
- 27 崔錦峰「三十一本山住持会同見聞記」、『佛教』新第3輯、佛教社、1937。김순석『일제시대 조선총독부의 불교정책과 불교계의 대응』、193より引用。
- 28 言うまでもないが、「寺刹令施行規則」（府令第84号、明治44年7月）によって、本山住持の認可は朝鮮總督によってなされていた。韓哲曦『日本の朝鮮支配と宗教政策』、未來社、1988、78-81を参照すること。
- 29 總本山事務所「總本山建設에 関한 報告」、『佛教』新第12輯、佛教社、1938；
卮海「總本山設立에 对한 再認識」、『佛教』新第17輯、佛教社、1938。
- 30 塩原時三郎「新体制下에 朝鮮仏教를 再興하라」、『佛教』新第28輯、佛教社、1940。
- 31 朝鮮總督府『朝鮮總督府施政三十年史』、855-856。
- 32 강위조『일본통치하 한국의 종교와 정치』、대한기독교서회、1987、77
[姜渭祚『日本統治下 韓国の宗教と政治』、大韓基督教書會、1987、77]。
- 33 「寺刹令施行規則中改正」、府令第125号、昭和16年4月23日、朝鮮總督府「朝鮮總督府官報」第4,273号、昭和16年4月23日。
- 34 「住持不正ノ行為ヲ為シ職務ヲ怠リ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ不適当ト認メラルルトキハ其ノ職務ノ認可ヲ取消スコトヲ得」（第五條）ちなみに、修正前の第五條はつぎのとおりであった。「住持ノ犯罪其ノ他不正ノ行為アリタルトキ又ハ職務ヲ怠リタルトキハ其ノ就職ノ認可ヲ取消スコトヲ得」
- 35 「朝鮮仏教曹溪宗總本寺太古寺法」、『佛教』新第30輯、佛教社、1941。
- 36 真崎長年「學務局長訓示」、『佛教』新第31輯、佛教社、1941。
- 37 大藏省管理局『日本人の海外活動に關する歴史調査』通卷第四冊 朝鮮編 第三分冊、1947、70。
- 38 김순석『일제시대 조선총독부의 불교정책과 불교계의 대응』、227。

- 39 이재형 「불교계 친일행적 어떻게 볼 것인가 — 지암 이종욱을 중심으로」、『불교평론』 11-12号、2005
[イ・ジェヒョン 「仏教界の親日行跡をどのように見るべきか — ジァム李鍾郁を中心に」、『仏教評論』 11-12号、2005]。
<http://www.budreview.com/html/11-12/11-12-nodan-lee-jae-hyung.htm>
- 40 韓守信 「韓国併合および武断統治期における朝鮮総督府の宗教政策 — 非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して」、37-39。
- 41 韓守信 「三・一運動および文化統治期における朝鮮総督府の宗教政策 — 非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して」、78-80。
- 42 韓守信 「満州事変以降の半島兵站基地化期における朝鮮総督府の宗教政策 — 非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して」、24-25。
- 43 금장태 『현대 한국유교와 전통』、서울대학교 출판부、2003、62-63 [琴章泰 『現代韓国儒教と伝統』、ソウル大学校出版部、2003、62-63]。
- 44 大蔵省管理局 『日本人の海外活動に関する歴史調査』 通巻第四冊 朝鮮編 第三分冊、81；
[[한국사 바로보기] 16. 황도유학파의 친일행각 (하)]、경향신문 홈 페이지、2004년 9월 1일
[[韓国史を正しく捉える] 16. 皇道儒教学派の親日行脚 (下)]、京郷新聞ホームページ、2004年9月1日]。 http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=200409011726351&code=210060
- 45 [[한국사 바로보기] 16. 황도유학파의 친일행각 (하)]。
- 46 南次郎 「経学院秋季積奠に於ける総督挨拶」、昭和14年10月15日、水野直樹 編 『朝鮮総督諭告・訓示集成』 4、780。
- 47 南次郎 「儒林大会に於ける総督告辞」、昭和14年10月16日、水野直樹 編 『朝鮮総督諭告・訓示集成』 4、780。
- 48 大蔵省管理局 『日本人の海外活動に関する歴史調査』 通巻第四冊 朝鮮編 第三分冊、81。
- 49 南次郎 「全鮮儒林大会に於ける総督告辞」、昭和16年10月16日、水野直樹 編 『朝鮮総督諭告・訓示集成』 5、502。
- 50 大蔵省管理局 『日本人の海外活動に関する歴史調査』 通巻第四冊 朝鮮編 第三分冊、81。
- 51 大野緑一郎 「全鮮儒林大会に於ける総裁告辞」、昭和16年10月16日、『朝鮮総督諭告・訓示集成』 5、503。
- 52 최영성 「다카하시 도루의 한국 유학관 연구」、다카하시 도루 (이형성 편역) 『다카하시 도루의 조선 유학사 — 일제 황국사관의 빛과 그림자』、예문서원、2001、13-21 [チェ・ヨンソン 「高橋亨の韓国儒教観に関する研究」、高橋亨 (李炯性 編訳) 『高橋亨の朝鮮儒学史 — 日帝皇国史観の光と陰』、イエムン書院、2001、13-21]。
- 53 高橋亨 「王道儒教より皇道儒教へ」、『朝鮮』、朝鮮総督府、昭和14年12月。
- 54 同上、20。
- 55 同上、23。

- 56 同上、24。
- 57 同上、27-28。
- 58 大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史調査』通巻第四冊 朝鮮編 第三分冊、81。
- 59 강위조 『일본통치하 한국의 종교와 정치』、98。
- 60 「유림, 은둔의 숲에서 대중의 광장으로」、『성대신문』、2006년 9월 4일 [[儒林、隱遁の森から大衆の広場へ]、『成大新聞』2006年9月4日]。
<http://www.skknnews.com/news/read.php?idxn=4835>
- 61 「一九三八年朝鮮に於ける外国人宣教師は三百二十五名（アメリカ人百八十一、イギリス人七十八、フランス人六十六）その下の朝鮮人布教者四千二百八十三名居り、信徒は欧米系が四十六万三千二百七十名、日本人系が五千五百二十四名、朝鮮人系が六千七百六十一名で日本人系、朝鮮人系を合して欧米に対して三%にすぎず、しかもその欧米系は、専門学校六、中学校三十三、初等学校二百二十五、講習所、書堂三百一、幼稚園百九十七、計七百六十四の教育機関を全鮮内に持ち、その生徒児童数十万を超え、また病院二十三、養老院五、その他十七の社会事業を行つていた。」大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史調査』通巻第四冊 朝鮮編 第三分冊、76。
- 62 大野緑一郎「全鮮宣教師大会に於ける政務総監演述要旨」、昭和11年9月21日、水野直樹 編『朝鮮総督諭告・訓示集成』4、765-766；南次郎「第二十六回全鮮宣教師大会出席者招待席上に於ける総督挨拶」、昭和12年9月21日、水野直樹 編『朝鮮総督諭告・訓示集成』4、766-767。
- 63 朝鮮総督府警務局 編『最近に於ける朝鮮治安状況（復刻）』、巖南堂書店、1966、389-390。
- 64 同上、389。また、이성삼 『한국감리교회사 II (1930-1945)』、기독교대한감리회 본부교육국、1992、183-189 [李成森 『韓国監理教会史 II (1930-1945)』、基督教大韓監理會本部教育局、1992、183-189]；김홍수 「감리교회와 국가 — 일제하 정교관계에 대한 사례연구」、『신학과 현장』vol.4、목원대학교 신학연구소、1994、194-200 [金興洙 「メソジスト教会と国家 — 日帝下の政教関係に関する事例研究』、『神学と現場』、牧園大学校神学研究所、1994、194-200]；윤선자 『일제의 종교정책과 천주교회』、경인문화사、2001、255-280 [尹善子 『日帝의 宗教政策とカトリック教会』、景仁文化社、2001、255-280]などを参照すること。
- 65 朝鮮総督府警務局 編『最近に於ける朝鮮治安状況（復刻）』390-391。
- 66 「神社参拝拒否の教徒を断乎検束」、『朝鮮新聞』、1938年5月18日。
- 67 「布教規則を改正し宗教統制を強化」、『東亜日報』、1938年5月26日。ただ、「布教規則」の改正は実現しなかった。
- 68 韓国基督教歴史研究所（韓哲曦・蔵田雅彦 監訳）『韓国キリスト教の受難と抵抗』、新教出版社、1995、311。
- 69 同上。
- 70 朝鮮総督府警務局 編『最近に於ける朝鮮治安状況（復刻）』、393。
- 71 「不穩な平壤神学校に断乎、鉄槌を下す」、『京城日報』、1938年2月16日；「神学校事件、拡大、学生も

- 検挙]、『東亜日報』、1938年、2月17日；「神社参拝に応じなかった牧師二名を検束」、『東亜日報』、1938年3月29日；「新義州継続活動 三一教会牧師検挙」、『東亜日報』、1938年5月6日などを参照すること。
- 72 韓国基督教歴史研究所『韓国キリスト教の受難と抵抗』、313。
- 73 대한예수교장로회 한국교회 백주년 준비위원회 사료분과위원회 편『대한예수교장로회 백년사』、대한예수교장로회 총회 교육부、1984、511。
[大韓イエス教長老会韓国教会百周年準備委員会史料分科委員会編『大韓イエス教長老会百年史』、大韓イエス教長老会総会教育部、1984、511]。
- 74 「我等は神社が宗教に非ず且基督教の教理に反せざる本義を理解し神社参拝が愛国的国家儀式なることを自覚す仍て茲に神社参拝を率先励行し進で国民精神総動員運動に参加し以て時局下に於ける銃後皇国民として赤誓を竭さむことを期す」朝鮮総督府警務局編『最近に於ける朝鮮治安状況（復刻）』390-393。
- 75 代表的な人物として、朱基徹（ジュ・ギチオル）が挙げられる。민경배『순교자 주기철 목사』、대한기독교서회、1998 [閔庚培『殉教者、朱基徹牧師』、大韓基督教書会、1998]。
- 76 南次郎「第三回基督教朝鮮監理会総会総督告辞」、昭和13年10月7日、水野直樹編『朝鮮総督諭告・訓示集成』4、773。
- 77 南次郎「時局対応基督教長老会大会総督訓話」、昭和13年10月17日、水野直樹編『朝鮮総督諭告・訓示集成』4、774。
- 78 文部省宗教局『宗教団体法及関係法規』、昭和15年3月20日。
- 79 韓国基督教歴史研究所『韓国キリスト教の受難と抵抗』、300。
- 80 李省展『アメリカ人宣教師と朝鮮の近代』、社会評論社、2006、269-298。
- 81 大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史調査』通巻第四冊 朝鮮編 第三分冊、79；강위조『일본통치하 한국의 종교와 정치』、64；민경배『한국기독교회사』、연세대학교 출판부、1995、492-494 [閔庚培『韓国基督教会史』、延世대학교出版部、1995、492-494]。
- 82 「国体の本義に基づいて当局の指導を遵守し、国策に順応して過去の欧米依存の邪念を禁切し、日本のキリスト教の純正更正に努力すると同時に、教徒をしてその職で滅私奉公の誠を奉じ忠良なる帝国臣民として協心戮力東亜新秩序建設に勇往邁進することを期す」韓国基督教歴史研究所『韓国キリスト教の受難と抵抗』、325-326。
- 83 「我国体の真の精神と内鮮一体の原理を実現し、銃後国民の義務を履行して新体制に順応することは、我キリスト者の当然の急務である。従って基督教朝鮮監理会総理院理事会は左記の新案を率先決議し実行を期す」同上、326。
- 84 同上、327。
- 85 同上、328-330。
- 86 朝鮮総督府警務局編『最近に於ける朝鮮治安状況（復刻）』、401。

- 87 同上：「朝鮮基督教聯合 発足式を挙行」、『東亜日報』、1938年5月9日。
- 88 민경배 『한국기독교회사』、505-506。
- 89 富坂キリスト教センター 編 『日韓キリスト教関係史資料Ⅱ』、新教出版社、1995、619。
- 90 서정민 『한국 교회 논쟁사』、도서출판 이레서원、1994、177-191
[徐正敏 『韓国教会論争史』、図書出版イレ書院、1994、177-191]。
- 91 この作業を行ううえで、つぎのように時期区分した。1) 韓国併合および武断統治期 (1905-1918)、
2) 三・一運動および文化統治期 (1919-1930)、3) 満州事変以降の半島兵站基地化期
(1931-1936)、4) 盧溝橋事件以降の皇民化政策および総動員体制下 (1937-1945)。

執筆者紹介(掲載順)

三宅威仁	同志社大学神学部准教授
小原克博	同志社大学神学部教授
朝香知己	同志社大学大学院神学研究科博士後期課程在学中
韓守信	同志社大学大学院神学研究科博士後期課程在学中

編集後記

『基督教研究』は1923(大正12)年に同志社大学文学部神学科から創刊されました(当時の年会費は2円70銭)。日本ではもっとも古いキリスト教関係の学術雑誌です。創刊号の「発刊の辞」において、当時、神学科主任であった蘆田慶治は、キリスト教の課題として二つの点を指摘しています(旧字体は新字体に改めています)。

その一は、我国基督者の宗教経験に基づいた思想的表現としての神学の出現することである。(中略)重要な事柄の第二は、キリスト教に就ての学的知識を広く世に普及することである。

西洋神学に対峙できるような日本独自の神学の構築と、その学問的成果を広く日本社会に伝えていくことが目指されていたと言えます。そして、「この雑誌の発刊は一種の挑戦 Challenge だとも謂へよう」と「発刊の辞」は締めくくられています。

創刊時において述べられたこれらの「初心」は、『基督教研究』の原点を教えてくれているかのようです。昨今は、学内紀要や学術雑誌がどんどん増えてきていますが、『基督教研究』が数多くある学術雑誌の一つとして埋没してしまうのではなく、いつの時代においても Challenge な存在として、その独自性を発揮していくことを願わざるを得ません。

創刊以来のバックナンバーは、同志社大学学術レポジトリ (<http://elib.doshisha.ac.jp/>) からご覧いただけます。ご活用ください。

(小原克博)

『基督教研究』投稿規定

1. 会員からの寄稿については、原則として、編集委員会（以下、委員会とする）が認める学会においてあらかじめその内容を発表し、相当な評価を受けたものを受け付ける。ただし、委員会が寄稿をとくに依頼したものについてはこの限りではない。
2. 受け付けた原稿は、委員会において審査の上、本誌の目的に合致すると認められたものを掲載する。
3. 原稿は完成原稿でなければならない。誤字・誤記等の多いものは完成原稿と認められない。また、校正段階において内容の変更が多い場合、委員会が完成原稿でなかったものと認めて掲載を中止することがある。
4. 原稿料は支払わない。ただし、掲載された原稿の執筆者には抜き刷り30部を渡す。
5. 原稿を受け付ける期限は、原則として、各巻の1号は3月末日、2号は9月末日とする。原稿を掲載する巻・号は、可能な限り所定の期限直後のものとするが、編集の事情によってそれ以後の巻・号になることがある。
6. 原稿は横書きとする。また、原稿の字数は、註を含めて12,000字以上、24,000字以内を厳守する。
7. 1ページ目に、表題、執筆者氏名、キーワード（5個程度）、要旨（400字程度）を日本語および英語で記す（これらは上記字数には含めない）。注は、原則として論文の末尾に一括記載する。参考文献表は原則として掲載しない。
8. 単一論文の分割掲載は、原則としておこなわない。
9. 原稿は、印字した原稿と、電子データ（原稿ファイルの保存されたフロッピーディスク）の両方を提出する。投稿された原稿は返却しない。
10. 原稿は印刷後、その電子データを「同志社大学蔵書検索」(DOORS) 上で公開する。